

令和 2 年度

由布市の教育方針

由布市教育委員会の基本理念

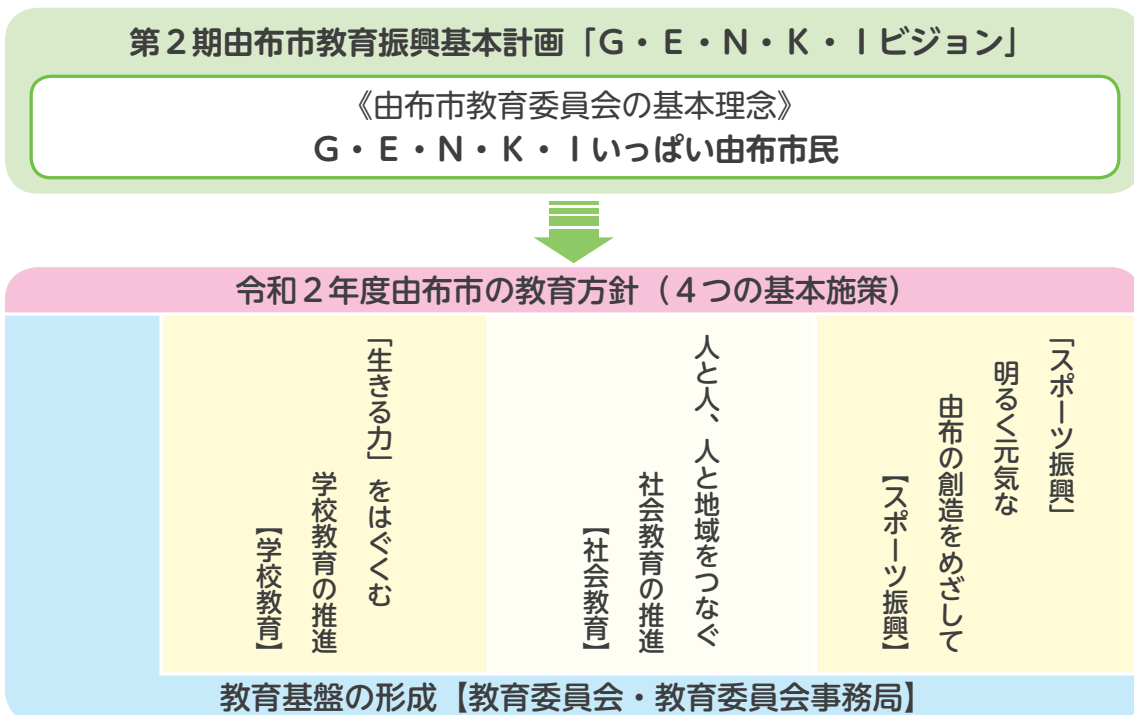


由布市教育方針とは、第2期由布市教育振興基本計画に基づき各年度において由布市教育委員会が取り組む主要な施策を明らかにするものです。具体的に教育行政の目標や方向性を明らかにし、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目指しています。教育行政の関係者はもとより教育に関わる全ての人々が教育の意義や方向性を共有しながら、これからの由布市の未来を共に描き創っていくための共通の方針としていきます。

方針の執行状況管理にあたっては、計画に掲げた目標、施策の基本方向や重点取り組みの実施状況などについて点検・評価を行い、結果をまとめた報告書を由布市議会に提出するとともに、市民の皆様にも公表いたします。



《施策体系図》



教育基盤の形成

由布市民の教育・文化活動を推進し、教育・文化の水準を向上するため教育委員会が行っている諸施策は広範囲に及んでいます。住民や住民団体の教育文化活動を推進するためのさまざまな機会を提供するとともに、各種学校、公民館、図書館、体育施設等の教育文化施設を維持し、資金援助や指導助言を行っていきます。

また、生涯学習時代を迎え、全ての人に生涯にわたる学習機会を提供する必要があることから、教育行政が配慮すべき教育文化活動は飛躍的に広がっています。意義ある人生を築くため、これらをふまえ教育行政を推進していきます。

I 教育委員会機能の向上

- ★教育に携わる全ての人や団体が互いに連携協力しながら子どもを育む活動に取り組むことが必要です。市長と教育委員会は、総合教育会議において、それらの取組みの充実をめざして市民の願いや思いをくみ取り、教育諸施策の実現に向け定期的に協議を行います。
- ★学校現場や地域住民の意見を反映するために、学校訪問や施設訪問を行い意見交換を行います。
- ★教育行政の着実な推進にあたって、構成員である教育委員と、執行行政機関である教育委員会事務局とが共通の目標に向かい、責任を十分に果たし、住民の期待に応えつつ、教育に関する施策等を公正かつ適正に行います。

II 事務局機能の充実

- ★教育委員会の体制の充実や住民の期待に応える教育行政の展開は、その活動を担う職員の資

質能力に負うところが大きいことから、その活動を支える教育委員会事務局職員や指導主事、社会教育主事などの専門的職員を確保するとともに、各種研修に積極的に参加し、その資質の向上に努めます。

★教育方針の推進にあたり、教育委員会だけでなく、他部署と連携、協力を図りながら積極的な取り組みを行います。

Ⅲ 豊かで安全・安心な環境づくり

① 子どもたちの登下校等の安全を目指します

★登下校時の通学路における危険箇所をあらかじめ調査し、児童生徒が安全・安心に通学できるように次の事に取組みます。

- 1 危険箇所の調査・把握
- 2 通学路安全推進会議の開催
- 3 関係機関・団体との連携

② 教育条件の整備に努めます

★教育に係る経済的負担減を図り、経済的な理由により就学が困難な世帯の児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、さまざまな支援制度の周知を図り利用を促進します。

- 1 学用品費や給食費など、経費の一部を援助する就学援助制度
- 2 学資の一部を貸与し、教育の機会均等に寄与することを目的とする奨学金制度

Ⅳ 安全で快適な学校施設・設備の充実

★将来の財政状況を見通しつつ、安全性を最優先とした学校施設の改修・整備を計画的に行い、安全で快適な環境づくりを図ります。また、全国的にも課題となっている公共施設等の老朽化問題に対応するため、由布市においても、平成29年3月に「公共施設等総合管理計画」が策定されました。このことを受け、学校施設についても「学校施設長寿命化計画（個別施設計画）」をもとに、中長期的な学校施設の維持管理の方向性を明確にします。

★空気検査、水質検査、浄化槽検査、消防設備点検、遊具安全点検、警備委託を実施するとともに、危険箇所の修繕・整備を行います。

★新学習指導要領におけるICTを活用した学習活動を想定し、優先的に整備すべきICT機器等を設置し、限られた予算を効果的かつ効率的に活用する観点から検討・整備を行います。

① 学校規模適正化計画の推進

★令和2年度は由布市学校規模適正化推進計画の見直しの年となっています。教育委員会が関係部局と連携しながら、幼児児童生徒の学習・生活の場としてふさわしい教育環境の整備・充実に努め、それぞれの地域にあった特色ある学校づくりを提案するとともに、地域と学校が連携・協働することに努めます。

★適正化対象校となった学校区の住民や保護者に対し、協議や説明会を開催し子ども達にとってよりよい教育環境の整備に努めます。

② 遠距離通学・通園に関する環境の整備

★適正化によって通学路が変更された場合は、通学の安全確保に努めます。また、対象となった児童・園児への支援として、スクールバス・スクールタクシーの運行を引き続き行うと共に、保護者との定期的な意見交換の場を設け適切な運行に努めます。

★通学距離が標準を超える場合、公共交通機関の運賃の補助や自転車購入費用補助を行います。

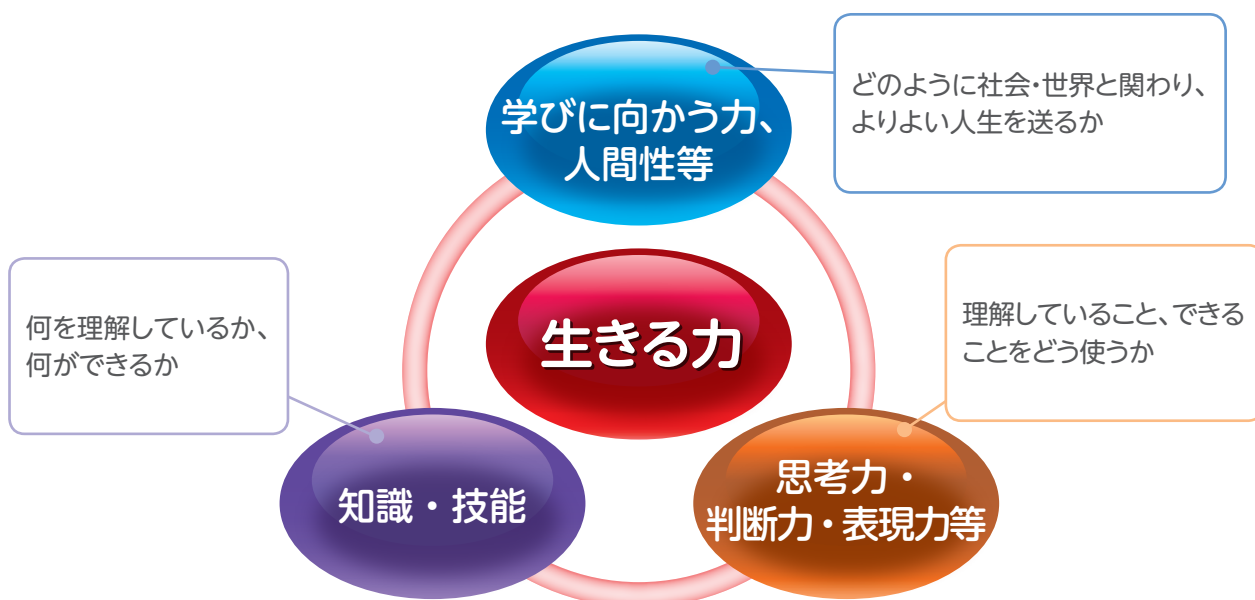


「生きる力」をはぐくむ 学校教育の推進

子どもたちがより豊かな人生をおくったり、よりよい社会を実現していけるように、生きる力を3つの資質・能力に整理しました。その3つの資質能力は、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の育成です。

由布市では、この3つの資質・能力に沿っためざす子ども像を設定しました。「知・徳・体」の調和のとれた教育施策を通して、具体的な子ども像に迫っていけるよう、由布市のひとづくりを行っています。

「知性に富み、心豊かで、たくましい、由布のひとづくり」



資質・能力	資質能力を意識した、目指す子ども像
知識及び技能の習得	◆ 課題解決のために必要な、知識・技能を主体的に身につけようとする子ども ◆ 得た知識・技能を整理分類し、活用できるようにしようとする子ども ◆ 得た知識・技能を再現し、定着させようとする子ども
思考力、判断力、表現力、等の育成	◆ 直面している現象と既有知識との比較や関係づけを行う子ども ◆ 課題解決の見通しをもとにして、多様な価値観を認めながら、必要な情報を選択する子ども ◆ 課題解決の過程で生まれる、思考の変化や到達したゴールを様々な手段で伝えあう子ども
学びに向かう力、人間性の涵養	◆ 教科における学習や生活から生まれる課題を課題解決の過程を通して、他者と協力して取り組む子ども ◆ 学びを自分の生き方や社会の改善に生かしていこうとする子ども ◆ 失敗をおそれず、目的の達成に向けて取り組む子ども

教育理念の共有化 生きる力の育成

ふるさとに学びふるさとと自己の未来を考える

由布学の推進

生きる力につながる

資質・能力

知識及び
技能の習得

思考力、判断力、
表現力、等の育成

学びに向かう力、
人間性の涵養

信頼される園・学校

安心・安全な居場所

保育・授業の
改善の実施
園・学校の
組織改革の実施

教員の資質・
能力の向上

地域とともにある学校
地域に開かれた学校

知・徳・体の調和した
由布市の教育施策

確かな学力

知

- 基礎・基本の徹底と
学びの深化の実現
- ・「わかる授業の推進」
- ・個に応じた指導の充実
- ・組織的な授業改善
- ・地域人材の活用

豊かな心

徳

- 「特別の教科道徳」の充実
- ・道徳授業の充実
- ・体験活動の推進
- 豊かな人権感覚の育成
- コミュニケーション能力の育成
- 読書活動の推進
- ・読書週間の確立
- ・学校図書館の充実

健やかな体

体

- 健康教育の推進
- ・スクールヘルスアップ事業の
推進
- ・むし歯保有率の削減
- 食育の推進
- ・食育の授業の充実
- ・安心安全な学校給食の実施
- 学校体育の充実



学校公開
情報公開

協働・支え

信頼される園・学校づくり
(幼・保・小・中・高・支援学校の連携)

家庭・地域社会～地域協育ネットワーク～
〈ふるさとに愛着と誇りを持つ〉

「生きる力」をはぐくむ
学校教育の推進

● 最重点施策

- 1 **生きる力につながる資質・能力を意識した、知・徳・体バランスのとれた園児・児童・生徒の育成**
 - ◇ ふるさとに学び、ふるさとと自己の未来を考える「由布学」の推進
 - ◇ 保育改善と授業改善の一層の推進
- 2 **個に応じた学びと時代の要請に応じた教育の推進**
 - ◇ 特別支援教育、教育相談体制、幼児教育の充実
 - ◇ 時代の要請に応じた教育の充実
- 3 **信頼と協働による学校づくりの推進**
- 4 **より安全・安心な学校施設・設備の整備充実**
 - ◇ 小学校1校の和式トイレの洋式化
 - ◇ 小学校1校、中学校1校体育館の照明のLED化



I **生きる力につながる 知・徳・体バランスのとれた教育の推進**

教育活動すべてで育成を目指す「資質・能力」

1. 生きて働く知識及び技能の習得と定着
 - ★知識・技能の習得と活用に向けた整理
 - ★知識・技能を定着させる、主体的な再現活動
2. 未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」の育成
 - ★教育活動全体を通じた主体的・対話的で深い学びの推進
 - ★教科横断的な教育課程の実施
3. 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性」の涵養
 - ★課題解決の過程を通じた学びに向かう力の育成
 - ★生き方や地域社会とのつながりを求める学びの設定

≪「由布学」の推進≫

最重点施策 1

① 幼小中高を連動させた学びを推進します

- ★幼稚園教育、小学校低学年の生活科、小学校～中学校の総合的な学習の時間、由布高校の活性化事業の連動
- ★13年間で育てたい資質・能力系統表の活用

② 地域素材を学びに活用します

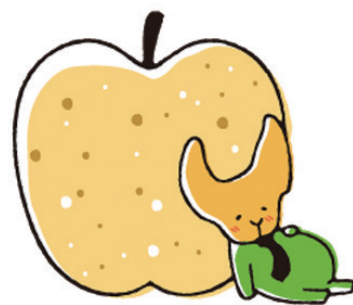
- ★地域の「ひと」「もの」「こと」を題材にした学習
- ★地域協育コーディネーターの活用

③ 学習過程を工夫します

- ★課題探求型の授業の推進
- ★学習内容を報告、発信する場の設定
- ★地域課題の解決に向けて、子どもたちが提言を作成

④ 「由布の学び検定」を推進します

- ★「由布の学び検定」資料の活用
- ★「由布の学び検定」受検の推奨



① 基礎・基本の徹底と学びの深化を実現します

①「わかる」授業の推進

- ★情報処理能力に支えられた、知識及び技能の習得
- ★課題解決能力を支えるための思考力・判断力・表現力等の育成
- ★学びに向かう力を育むための「めあて」と「ふり返り」が明確な授業実践

②個に応じた指導の充実

- ★少人数指導や習熟度別指導の実践
- ★補充学習や家庭学習の充実

③組織的な授業改善の取組

- ★学力向上アドバイザー、習熟度別指導推進教員、指導法工夫改善教員や指導教諭等による授業改善に向けた公開授業や授業観察等の指導・支援
- ★国や県学力調査、市独自の学力調査の分析と活用、学力向上のための改善策作成と実践

④地域人材の活用

- ★教員経験者や専門家を活用した授業の実施

①「特別の教科 道徳」の充実に努めます

①「特別の教科 道徳」の授業と評価の充実

- ★考え、議論する道徳の授業の実践
- ★一人ひとりのよさを認めて励ます評価の研究

②体験活動の推進

- ★職場体験やボランティア活動、自然体験活動等、発達段階に応じた活動の推進

② 豊かな人権感覚の育成に努めます

- ★偏見や差別の解消に向けた効果的な学習教材の選定や開発と授業実践の推進
- ★「人権・同和教育」の充実。特に「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消推進法」の趣旨にそった教育活動の充実
- ★「部落差別」解消に向けた授業実践の推進と教職員の人権意識調査の実施

③ 良好なコミュニケーション力の育成に努めます

- ★「反応を見ながら話す」「反応しながら聞く」の具現化
- ★児童・生徒が協力し合ったり話し合ったりしながら達成感を味わえる機会の充実
- ★Q-U調査の結果を生かした良好な人間関係を目指す学級づくりの推進

④ 読書活動の推進に努めます

①読書習慣の確立

- ★朝読書や全校一斉読書など、読書の機会の拡充と読書量の増加
- ★司書や図書委員会による「良い本の紹介」や読み聞かせボランティアの活用
- ★「図書通帳」の活用が可能になる環境整備

②学校図書室の充実と活用

- ★蔵書の充実と新刊紹介、展示や掲示等による読書の推奨
- ★司書や司書教諭等関係職員との連携（特に並行読書等）



体

《健やかな体の育成》

① 健康教育の推進を図ります

- ★児童生徒の生涯にわたる健康をめざす由布市スクールヘルスアッププロジェクトの推進
- ★健康診断の結果を活用した学校医・歯科医の指導による個別指導の充実
- ★むし歯の保有率を減少させるため、学校・歯科医・薬剤師・家庭との連携による食事、歯磨き指導の充実、フッ化物洗口事業の拡大

② 「食育」を推進します

- ①「食育」に関する事業の展開
 - ★各学校の「食育推進計画」の実践
 - ★学校栄養教諭を活用した食育の授業を全校で実施
- ②安全・安心な学校給食の推進
 - ★学校給食における食中毒を防止するための衛生管理の徹底

③ 学校体育の充実を図ります

- ①体育の授業の充実
 - ★体力・運動能力調査の成果と課題をふまえたきめ細かな指導計画の作成と実践
 - ★指導者の研修や外部人材の活用
 - ★小学校体育専科教員の活用（出前授業等による市全体の授業のレベルアップ）
- ②体力向上プランの実践
 - ★「一校一実践」の取組の推進・充実
 - ★ラジオ体操の指導
- ③部活動に幅広い人材を活用
 - ★部活動指導員の充実



Ⅱ 個に応じた学びと時代の要請に応じた教育の推進 《特別支援教育の充実》

最重点施策 2

① 特別支援教育についての研修の充実を図ります

- ★教員の専門性を向上させるための校内研修や市の研修の充実

② 特別支援教育について関係機関と連携を図ります

- ★「個別の教育支援計画、個別の指導計画」の策定
- ★系統的・継続的な教育的支援の実施

③ 「特別支援教育コーディネーター」を中心に支援体制を確立します

- ★全ての幼稚園、小学校、中学校に特別支援教育コーディネーターの配置
- ★個別の事案を検討するケース会議の実施

④ 発達障がいによる困りを抱えている児童・生徒への支援に努めます

- ①特別支援員の配置等人的環境整備
 - ★一人ひとりのニーズに合わせた特別支援員の配置と個別指導の実施
- ②教育相談の充実
 - ★通級指導など弾力的な運用や特別支援学校のセンター的機能を活用した、巡回教育相談や専門家相談の利用の推進

③スクールソーシャルワーカー（SSW）や指導主事による対応の充実

★各校の相談に対応するとともに、関係機関等との連携

《生徒指導・いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実》

① 学校内の教育相談体制を確立します

★教育相談コーディネーターを中心とした校内相談体制「チーム学校」による迅速な対応

★教育相談体制確立のため中学校3校、小学校4校に県のスクールカウンセラー（SC）を配置

② 市の教育相談体制の整備、充実を図ります

★「由布市学校子ども支援センター」配置のスクールソーシャルワーカーや教育相談員、臨床心理士による学校支援の充実

★「由布市学校子ども支援センター」における不登校児童生徒の自立支援と、適応指導教室「コスモス」における学校復帰支援

★「地域児童生徒支援コーディネーター」による定期的な学校訪問、情報共有の推進

《幼児教育の充実》

① 幼稚園教育の充実を図ります

★自然体験、社会体験などの体験活動を重視し、「遊び」を通じて、幼児期にふさわしい基本的な社会性を培う教育の充実

★小1プロブレムの解消

・アプローチカリキュラム（年長児）の実施と小学校との連携

② 子育て支援を推進します

★就学前保育「保育所（園）・幼稚園」と小学校の連携の推進

★保育所・幼稚園・小学校の教員や保育士の合同研修や交流活動の推進

③ 子育て教育相談の充実を図ります

★園児や未就学児の保護者を対象にした子育て相談の充実

★預かり保育の拡充や幼稚園と保育所の施設を使った交流会の充実

④ 「由布市幼児教育振興プログラム」を具現化します

★教育方針と指標を明確にした幼稚園評価の実施

★園だより（回覧板）やホームページを活用した教育方針等の広報活動の充実

★特別支援教育の充実（関係機関との連携、教育相談、個別の支援計画・指導計画の作成、5歳児健診のフォロー、修学相談等）



《時代の要請に応じた教育の充実》

① 情報教育を推進します

★情報社会に適切に対応していくことのできる情報活用能力の育成

★論理的に考える力を育むプログラミング教育の推進

★個人情報や著作権の保護など情報モラルの向上と情報セキュリティの維持・向上

② 環境教育の充実を図ります

★「由布市学校エコ運動」の推進

★各教科等における環境教育の取組の推進

③ 国際理解教育の充実を図ります

★中・高合同教科部会を核とした、小学校外国語・中学校英語教育の充実

★市教委・ALT等による、小学校外国語教育への教材開発の支援

④ 防災教育・安全教育の充実を図ります

- ★非常時の際、学校の作成する危機管理マニュアルに沿って、子ども・教職員・保護者・地域住民等がそれぞれの立場で適切に行動できるようにする取組の推進
- ★子どもが安心・安全に過ごせるように、メール等で情報提供ができる仕組みの構築

⑤ オリンピック・パラリンピック教育の充実を図ります

- ★オリンピック・パラリンピックの開催を契機とする、スポーツの意義や価値、障がいに対する理解の促進

⑥ がん教育・薬物乱用防止教育等を推進します

- ★生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力の育成をめざし、体育・保健等の教科学習を中心としたがん教育や薬物乱用防止教育等の取組の推進

⑦ 主権者教育・消費者教育・持続可能な開発のための教育を推進します

- ★新しく、時代からの要請で特に求められている主権者教育・消費者教育・持続可能な開発のための教育（ESD）^{*}について、学習指導要領に基づく指導内容の徹底を図る
- ^{*}ESD＝持続可能な社会づくりの担い手を育むため、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向け行動を起こす力を身につけるための教育

《連携型中高一貫教育の推進》

① 中高合同教科部会を軸とした学力の向上を図ります

- ★基礎基本事項の定着を目指した指導法の共有
- ★新学習指導要領に対応した問題解決型学習・課題探求型学習の中高を通した実践
- ★中高合同教科部会の充実

② 連携型中高一貫教育を推進するリーダーを育成します

- ★特別活動の充実によるリーダーの育成
- ★由布市合同生徒会活動における交流活動
- ★由布市合同生徒会主催の中高合同ボランティア活動の支援

③ 由布学を通した幼・小・中・高の連携を推進します

- ★幼稚園、小・中学校を通した由布学の取り組みと由布高校の由布高魅力化事業の連動
- ★中高全員で取り組むキャリア読書などを取り入れたキャリア教育との融合

Ⅲ 信頼と協働による学校づくりの推進

最重点施策 3

《開かれた学校づくりを推進》

① 学校公開の日を設定します

- ★学校ごとに授業公開日の設定を行い、学校の取り組みへの理解を促進

② 学校の情報公開に積極的に取り組みます

- ★学校ホームページや学校便り等で、活動状況や学習定着状況の成果等の公開

《信頼される学校づくりの推進》

① 特色ある学校づくりを推進します

①校長のリーダーシップによる学校教育目標の達成

- ★具体的な教育目標と具体的取組等を公表、学校・家庭・地域と連携した学校教育の実践

②組織としての学校運営

- ★全教職員が参画意識をもって参加する体制づくり（分掌会議や運営委員会等の実施による学校運営体制の確立）

② 学校評価を推進します

★教育活動の改善に生かす、学校評価の実施と公表の推進

③ 教員の意識改革と資質能力の向上を図ります

①研修（県及び市主催）の充実

★県等が主催する各種研修会への積極的な参加

★由布市教育研究協議会における教育課題の分析や研修計画の作成

②校内研究の充実

★学校の教育課題を明確にし、組織的・計画的かつ日常的な授業改善への取組強化（研究テーマや研究仮説の設定と検証、互見授業の実施、指導主事の指導・助言）

④ 学校と家庭・地域の協働による教育を推進します

①地域での子どもの教育の推進

★「由布市地域協育推進事業」の充実・推進による教育課題の解決促進

②コミュニティ・スクールによる、学校・家庭・地域の「協働」による教育の一層の推進

★市内全小・中学校のコミュニティ・スクール実施による家庭・地域との協働の拡大・促進

★家庭、地域と学校の協働による、子どもの教育課題解決に向けた取組の推進（運動不足解消・ゲーム依存への対応・家庭学習の充実等）



由布院小学校の授業風景



庄内中学校の授業風景



人と人、人と地域をつなぐ 社会教育の推進

第1期由布市教育振興基本計画では、学ぶための条件整備や人と人がつながる仕組みづくりなどに取り組んできました。第2期計画では、急速に変化していく社会の諸問題に、市民や地域が自らの力で解決できる力を身に付けるために、第1期計画からの学びのための体制づくりを継続して行い、一人ひとりが生涯にわたって身近に学ぶことのできる場の提供と、その中で培った学習成果を発揮できる機会の充実に取り組んでいきます。

● 最重点施策

【社会教育・生涯学習】

1 学びのための支援・体制づくり

- ◇ 第4次由布市社会教育振興計画の策定
- ◇ 湯布院地域複合施設（新湯布院公民館）の整備
- ◇ モデル自治公民館事業の推進

2 学びと活動の充実

- ◇ 地域協育の推進
- ◇ 地域リーダー（青少年リーダー）の育成
- ◇ 子どもの読書活動の推進

【文化振興・文化財】

3 文化の薫るふるさとづくり

- ◇ 「由布の学び検定」の実施

I 学びのための支援・体制づくり

① 第4次由布市社会教育振興計画の策定

最重点施策 1

- ★ アンケートで把握した由布市の社会教育課題の解決に計画的に取り組むために、社会教育委員会の中で第4次由布市社会教育振興計画の策定を行います。

② 学びのための施設整備

最重点施策 2

- ★ 湯布院地域複合施設（新湯布院公民館）については、誰もが学びの施設として利用できるように整備を行います。
- ★ 社会教育施設の運営にあたっては、市民、利用者の意見等要望の把握に努め、利用しやすい運営を目指します。
- ★ 地区公民館の今後の管理運営の形態等について多方面から検討を行います。
- ★ 利用状況の調査や要望の把握を行い、知りたい・学びたいに応えられる図書館運営を目指します。

③ 自治公民館活動の推進

- ★ 由布市自治公民館連絡協議会を中心に各種研修を効果的に実施することで、自治公民館活動の活性化を図ります。

- ★モデル自治公民館を選定し、協議・企画・事業実施を支援することで地域課題の解決を目指します。
- ★自治公民館活動等の支援を継続して行います。

最重点施策 3



モデル自治公民館事業
モデル地区と若者の交流の様子

④ まなびの情報誌の活用

- ★学習情報や団体情報等が取得できるよう「まなびの情報誌」を発行・配布し、市民の学習活動への参加を促進します。また、社会教育活動を行う団体の情報発信に努めます。

⑤ 社会教育関連団体・社会教育支援団体活動支援

- ★団体が自主的・自発的な活動を展開していけるように、幅広い学習機会の提供と社会教育施設を利用しやすい体制（利用料の減免）を整えます。

II 学びと活動の充実

① 様々な要望に応じた講座等の実施

- ★公民館講座後のアンケートなどで学習意識を調査し、調査結果を受けての講座実施を継続します。

② 体験を通じて学ぶ機会の提供

- ★小中学生を対象とした様々な体験学習プログラムを実施し、人間関係を築く力、自ら問題の発見・解決に取り組む力などを養うことにより、生活に生かせる知識や経験の習得を目指します。

③ 地域協育の推進

- ★地域学校協働活動などに幅広く地域人材を派遣することで、地域・学校・家庭がつながりあえる体制を強化します。
- ★ゆふの寺子屋（小学生チャレンジ教室・未来創生塾）を実施し、子どもの居場所づくりや地域と子どもが触れ合える機会の提供を促進します。
- ★家庭教育講座等による子育て中の保護者同士のつながり・居場所づくりに努めます。

最重点施策 4

④ 地域リーダーの育成

- ★まちづくり・地域活性の核となる人材の発掘と活用に努めます。
- ★各地域における青少年リーダーの組織化と活動を支援します。
- ★次世代で活躍する人材を育てるために、青少年リーダーの育成促進と広報・啓発活動に取り組めます。

最重点施策 5

⑤ 人権教育の推進

- ★市民それぞれが部落差別をはじめとする様々な差別を身近な問題ととらえていくために、「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨に沿った人権教育と啓発に取り組めます。

- ★公民館等の社会教育施設での「人権講座」等を計画的に開催し、差別についての認識を深めるための学びの場の拡充に努めます。
- ★地域社会において差別を許さないという気運を醸成していくために、各団体等に差別についての認識を深めるための学習機会を提供し、地域のリーダーの資質及び指導力の向上に努めます。
- ★地域の学校における部落差別問題学習の公開授業などを地域住民の学びの場として積極的に活用し、学校教育と連携した学びの推進に努めます。
- ★「人権を大切にする市民会議」と連携し、差別の解消に向けた取組に努めます。

⑥ 子どもの読書活動の推進

最重点施策 6

- ★第1次計画の評価・検証をふまえて、第2次由布市子ども読書活動推進計画を策定します。
- ★小学校入学時に図書通帳を贈呈し、読書に親しむためのきっかけを作ります。
- ★子ども司書を養成し、活動や活躍をする場を提供することで、読書への関心を高めるよう努めます。
- ★学校図書室をはじめ読書活動関係者との情報共有を密にし、連携を促進します。
- ★ボランティアグループによる読み聞かせ活動を推進します。
- ★読書活動推進のための広報活動や図書通帳発行などによる読書環境の整備を図ります。



ならねっ子まつりで行われた「ブックリサイクル」のお仕事をする子ども司書

Ⅲ 文化の薫るふるさとづくり

① 文化財・伝統文化の保存と継承

- ★文化財調査委員会と連携し、文化財の選定・指定・登録に努めます。
- ★文化財調査委員会及び文化財パトロールを定期的を実施します。
- ★指定文化財の案内板、説明板等の点検・整備を行います。
- ★由布市内の歴史民俗文化の理解を深めるために、「由布市歴史民俗資料館」の資料を整理します。
- ★由布市文化財保存活用計画策定に向けた調査研究を行います。
- ★由布市に存在する埋蔵文化財の周知・情報整理を行うとともに、公共事業をはじめとする開発事業において、埋蔵文化財の有無を確認し、その保全に努めます。
- ★市報に「木綿の山通信」を掲載し、文化財・伝統文化の紹介を行います。

② 学習機会の提供

最重点施策 7

- ★子どもたちが地域の歴史・文化を楽しく学べる場をつくります。また、子どもたちが学習してつけた力を試せる場として「由布の学び検定」を実施します。
- ★文化財を愛護し、保護に関して支援を行う人材を育成するため、文化財を活用した学校等への学習機会の提供を行います。
- ★より多くの子どもたちにふるさとの歴史や文化に実際に触れる機会を提供するために「ふるさと文化探検部」を実施します。



国指定文化財「旧日野医院」を見学するふるさと文化探検部

③ 芸術・文化活動への支援

- ★市内に所在する芸術・文化団体の活動を支援し、活動機会等の情報提供に努めます。



「スポーツ振興」明るく 元気な由布の創造をめざして

スポーツ・レクリエーション活動は、心身の健康・生きがい・仲間づくりなど生涯に渡って健康で文化的な暮らしを享受できることから、ライフ・ステージに応じた運動の習慣化を推進し、安全に活動に親しむことができるスポーツ施設の環境整備に努め、利用の向上を図ります。

由布市が提唱している「健康立市」のもと、スポーツ・レクリエーション活動をととして「健康寿命の延伸」、「生活の質の向上」に向け、明るく元気な由布市を目指す6つの施策に取り組みます。

● 最重点施策

1 スポーツ施設の整備、充実、利用の向上

◇ 改修による環境整備と広域圏相互利用、合宿誘致による利用率向上

2 市民のスポーツ・レクリエーション活動への参加、運動習慣の定着

◇ 「健康立市」の推進

I スポーツ関連施設の整備・充実

最重点施策 1

- ★スポーツ関連施設の管理運営方法の検討や施設の改修整備をすすめ、生涯に渡って安全にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境整備を行います。
- ★広域圏連携によるスポーツ施設の相互利用を促進し、利用率の向上とスポーツ・レクリエーション活動の支援、サービスの充実を図ります。

II 団体及び指導者の育成

- ★地域住民がいつでも気軽に、スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるようスポーツの機会と環境を提供する担い手として「総合型地域スポーツクラブ」への支援を継続するとともに連携を推進します。
- ★スポーツ活動を通して青少年の心身の健全な育成を目的としているスポーツ少年団の団体間の交流イベントを開催し親睦を深めるとともに、講習会を開催し、指導者・保護者へ幼少期に望ましいスポーツ・レクリエーション活動のあり方や健康管理の重要性について啓発を図ります。
- ★ニュースポーツの紹介、普及、実技指導や事業の企画、立案を行うスポーツ推進委員の資質向上を図るため、各種研修会等へ積極的参加を促進し、市民スポーツ活動の牽引役となるよう育成に努めます。

III スポーツ・レクリエーション活動の推進

最重点施策 2

- ★生涯スポーツ社会実現のため、ライフステージに応じてスポーツ・レクリエーション活動に取り組める環境の整備をすすめ、幼児期から高齢期にかけて個人の年齢、体力、好みに合った運動を継続して楽しめ、生涯に渡って健康で充実した生活が送れるよう体力と心身の健康、生きがい、仲間づくりなど豊かな生活が享受できる活動を推進します。
- ★「健康立市」のスローガンのもと、体を動かす楽しさを実感し、日常的に運動習慣を身に付け「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」「介護予防」に向けたスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

IV 合宿の誘致

- ★宿泊施設を有するスポーツセンターで毎年利用している団体等へ継続的な誘致を行い、合

人と人、人と地域をつなぐ
社会教育の推進

「スポーツ振興」明るく元気な
由布の創造をめざして

宿を通じて他団体との交流の場を提供することにより新規利用団体の開拓を図ります。隣接する「ゆふの丘プラザ」の宿泊施設と連携を図り、文化的活動等幅広い合宿誘致を行います。

- ★国際大会代表選手やチームの合宿、事前キャンプ地としての誘致を推進します。
- ★新たな競技団体の大会会場になりえるようスポーツセンターの施設運営を行い、合宿地としての利用を促進します。

V スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進

- ★スポーツに親しみ、スポーツをはじめるきっかけづくり、日頃の練習の成果を発表する場、参加者相互の交流の場として、多くの市民が参加できるスポーツ大会・スポーツ交流活動を推進します。
- ★各地域で育まれた各種スポーツ大会が継続して実施できるよう支援を行います。
- ★市スポーツ・レクリエーション大会に幅広く多くの方が参加できるよう開催時期、新たな種目の導入を検討し内容の充実に努めます。
- ★健康づくりを目的とし、全国から参加のある「ゆふいんスパ健康マラソン大会」は、運営の工夫を図るとともに、幅広い世代の多くの方が参加できる魅力ある大会を目指します。

VI 競技スポーツの推進

- ★国内大会をはじめ、オリンピック・パラリンピックなどの国際大会で活躍できる選手の発掘、育成強化に向けて、体育協会、学校等、関連団体と連携を図り、競技力向上、トップアスリートの育成支援を行います。
- ★市民体育大会、県民体育大会への出場に向けた選手の確保や競技力向上を促進するため、競技者への支援、広報活動に積極的に取り組みます。
- ★国際大会、全国競技大会等に出場する由布市出身選手の応援、支援制度を拡充します。
- ★トップアスリートやトップ指導者を招いた研修会や交流会等を開催し、より身近に体験、体感する機会を設けて選手、指導者の育成を図ります。

由布市教育委員会 事務局・関係施設連絡先

《教育委員会事務局》
由布市庄内町柿原302番地
(由布市役所本庁舎本館3階)

□ 教育総務課 097-582-1177

【主な業務】

総務係：教育委員会の会議及び庶務、
通学区、スクールバス、奨学金、教育方針
学校施設係：学校施設の利用許可、学校施設整備

□ 学校教育課 097-582-1179

【主な業務】

学校教育係：修学相談、就学援助、
学校・幼稚園の転入、学校行事
中高一貫教育係：由布高等学校関係

【関係施設】

学校給食センター 097-582-0500

□ 社会教育課 097-582-1203

【主な業務】

生涯学習係：社会教育の推進、青少年健全育成
文化振興係：文化財・伝統文化の保存継承
公民館係：市全域に係る教室・講座の実施、
自治公民館支援

【関係施設】

湯布院公民館	0977-84-2604
庄内公民館	097-582-0214
挾間公民館・由布市立図書館	
(はさま未来館)	097-583-1118
湯平地区公民館	0977-86-2232
川西地区公民館	0977-84-5022

□ スポーツ振興課 097-582-1217

【主な業務】

体育振興係：社会体育の振興、
体育施設の管理及び整備、
体育協会、スポーツ少年団

【関係施設】

湯布院スポーツセンター 0977-84-2130